令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	市民生活応援給付金給付事業	①令和8年4月1日時点で本市に住民登録がある市民を対象に現金給付を実施することで、食料品、燃料、その他全般の物価高の影響を受ける市民の生活を支援するもの。 ②市民1人当たり5,000円の支給に係る扶助費 給付事務実施に係る委託費 各種通知および給付金振込手数料に係る役務費 事務消耗品に係る需用費 ③扶助費：5,000円×260,000人＝1,300,000千円 委託費：65,989千円（システム構築、通知・封筒作成、封入封緘、コールセンター） 役務費：振込手数料 15,043千円 郵送料 32,226千円 使用料：コピー使用料 200千円 需用費：消耗品一式 500千円 ④平成19年4月1日以前生まれであり、令和8年4月1日時点において本市に住民登録がある方（令和8年4月1日生まれも対象）　約26万人	R8.4	R9.3
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金負担軽減事業	①物価高騰対策として、市民の暮らしの支援と事業者の固定費負担を軽減するため、水道料金のうち基本料金の2か月分を免除する。 ②水道料金の基本料金の2か月分減免に係る費用、事務費 ③計533,759千円（水道事業会計への繰出額） ・減免額　520,915千円（約151,000件×基本料金2か月分） 【事務費】システム改修委託2,026千円 【事務費】料金業務委託1,071千円 【事務費】事務費9,747千円 ④水道使用契約者（官公署を除く）	R8.4	R9.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	小規模給水施設支援金交付事業	①物価高騰対策として、薬品やエネルギー価格の高騰により影響を受けている小規模給水施設に対し、管理費を一部助成することで、施設を利用する組合員の負担軽減と安定した水の供給を図る。 ②小規模給水施設の管理費（令和8年4月分及び5月分） ③月1,188円×2か月分×350世帯＝832千円 ④市内小規模給水施設組合員　350世帯	R8.4	R9.3
4	④消費下支え等を通じた生活者支援	飲用井戸等利用世帯支援事業	①物価高騰の影響を受けている市民の暮らしを支援するため、水道未普及世帯を対象に支援する。 ②支援金+委託料（対象者抽出、申請書送付、問合せ対応、申請等）+役務費（切手代、振込手数料） ③支援金：4,752円×3,000世帯＝14,256千円 委託料：12,000千円 役務費：1,359千円 合計＝27,615千円 ④R8.4.1時点で個人が所有の飲用井戸等を利用する水道未普及世帯（3,000世帯）	R8.4	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費高騰対策支援事業（中学校分）	①物価高騰対策として、食材料費が高騰するなか、保護者負担となる給食費への価格転嫁や提供する給食の質の低下を防止し、適切な学校給食を維持するため、給食材料費の物価高騰分を公費負担する。 ②公立中学校の給食費に係る食材料費高騰分の公費負担分 ③計159,826千円 ・中学校（1～2年生）：108,936千円（5,100人×21,360円/年） （3年生）　：50,890千円（2,467人×20,628円/年） ④市内公立中学校の生徒の保護者(教職員を除く)	R8.4	R9.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	施設園芸農家緊急支援事業	①燃料価格の高騰により事業経営に影響を受けている施設園芸農家の負担軽減や、事業経営の安定化を図るため、市内施設園芸農家に対し、燃料費高騰分の一部を補助する。 ②施設園芸農家に対する燃料費補助金 ③計：43,896千円 ・A重油／灯油：16,896千円（768,000ℓ×22円） ・LPG：＝27,000千円（1,500,000kg×18円） ④市内認定農業者又は市内認定新規就農者 （園芸用施設で農産物(野菜・花き等)を栽培し、園芸用施設の加温設備等の燃料としてA重油、灯油又はLPGを使用する者）	R8.9	R9.3

令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産農家緊急支援事業	①飼料価格の高騰により事業経営に影響を受けている畜産農家の負担軽減や、事業経営の安定化を図るため、市内畜産農家に対し、飼料費高騰分の一部を補助する。 ②畜産農家に対する飼料代補助金 ③計：23,470千円 ・乳用牛：1,844,400円（106頭×17,400円） ・肉用牛（繁殖）：1,290,600円（717頭×1,800円） ・肉用牛（肥育）：6,100,500円（735頭×8,300円） ・豚：14,233,600円（8,896頭×1,600円） ④市内認定農業者又は市内認定新規就農者 （乳用牛・肉用牛・豚を飼育する者）	R8.8	R8.11
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	林業・木材産業等緊急支援事業	①燃料価格の高騰を受け、林業経営体・木材産業経営体・特用林産物生産者等が抱えるコスト増を軽減し、市内林業・木材産業等の経営の安定を図る。 ②燃料費高騰分の一部補助に係る費用 ③A重油　1,043,561L×補助単価22円≒22,958千円 灯　油　421,081L×補助単価22円≒9,263千円 軽　油　748,997L×補助単価16円≒11,983千円 （千円未満切捨て） ④市内林業経営体・木材産業経営体・特用林産物生産者・複合経営体（82者）	R8.7	R9.3
9	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中東情勢等対応経営力強化補助金	①中東情勢緊迫化に伴う資材高騰、資材供給の不安定化により事業活動に影響を受けた中小企業者等に対し新たな取引先の開拓や新分野への展開など、将来を見据えた伴走型支援を行いながら、事業者の挑戦を後押しする。 ②販路開拓、生産性向上、石油代替素材の活用、新分野（GX、DXなど）への展開等に向けた取組みへの補助金 ③計50,300千円 報償費：審査会委員謝金100千円 需用費：消耗品一式200千円 補助金：50,000千円（補助件数：50件×補助上限額1,000千円） ④市内に本店又は事業所を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者等で、「令和8年3月から7月までの任意の連続する2ヶ月間の売上または売上総利益が、前年の同一期間比で20%以上減少している」事業者であること。	R8.7	R9.3
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度利子補給補助金	①中東情勢緊迫化に伴う資材高騰、資材供給の不安定化により事業活動に影響を受けた中小企業者等に対し、融資に係る利子について補助を実施することで、経営基盤の安定化を図る。 ②いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度の返済にあたり生じた利子相当額に係る補助金。 ③計5,666千円 R8.7 融資実行　年度内利子額計 143,496円×10件 ＝ 1,434,960円 R8.8 融資実行　年度内利子額計 128,691円×10件 ＝ 1,286,910円 R8.9 融資実行　年度内利子額計 113,601円×10件 ＝ 1,136,010円 R8.10融資実行　年度内利子額計　98,226円×10件 ＝ 982,260円 R8.11融資実行　年度内利子額計　82,567円×10件 ＝ 825,670円 ④市内中小企業等であって、セーフティネット保証5号認定を受けたうえで、いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金の融資を受けた事業者。	R8.8	R9.3
11	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費高騰対策支援事業（小学校分）	①物価高騰対策として、食材料費が高騰するなか、保護者負担となる給食費への価格転嫁や提供する給食の質の低下を防止し、適切な学校給食を維持するため、給食材料費の物価高騰分を公費負担する。 ②公立小学校の給食費に係る食材料費高騰分の公費負担分 給食費負担軽減交付金により国県から補助される金額を超える市負担分について充当 ③計253,764千円 ・小学校（1年生）　：　37,376千円（2,141人×17,457円/年） （2～6年生）：216,388千円（12,184人×17,760円/年） ④市内公立小学校の児童の保護者(教職員を除く)	R8.4	R9.3